

# 第4期下野市障がい者福祉計画（H27～H29） を策定しました



障がい者福祉計画は、障がいのある人や障がいのある子どもが自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現を目指すために、今後3年間に下野市が取り組む施策の方向性や重点的に取り組む課題などを明確化するもので、「障がい者計画」（障がい者施策の理念、基本方針及び目標を定めた計画）と「障がい福祉計画」（障がい福祉サービス等の実績、見込量及び今後の具体的な支援策を定めた計画）で構成され、下野市における障がい者施策の基本的な計画として位置づけられます。

## ●基本目標（スローガン）

障がいのある人もない人もともに生きる「共生のまち しもつけ」  
「ふれあうところ かよあうところ たすけあうところ」

障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図るとともに、ノーマライゼーションの理念のもと、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指します。

## ●重点目標

### 1. 普及・啓発の推進

障がいのある人もない人もともに生きる地域を目指します。

子どものころからノーマライゼーションの精神を育むため、保育園や学校教育等で障がいのある人との交流の機会を図るとともに、障がいのある人も主体的に地域社会に関われるよう、市民が障がいへの理解を深めるための普及啓発を推進します。

### 2. 就労支援の充実

障がいのある人が、一人ひとりの意欲と適性に応じた就労の機会が得られるよう、企業や雇用主に対する啓発や研修等を行うとともに、地域社会や関係機関と連携した就労支援に取り組みます。

### 3. 居場所の確保

障がいのある人が安心して過ごせる場をつくるため、学童期の放課後対策や長期休業中の居場所及び若い世代のニートや引きこもりの方など同世代が集える多様な日中活動の場などの確保について、地域自立支援協議会において基幹型相談支援センターの設置を含め具体的な検討を行います。

## ●計画の基本的方向

計画の基本目標や重点目標を達成するため、以下の7つの項目を基本的方向として位置づけ、障がいのある人もない人もともに生きる「共生のまち しもつけ」の実現に向けて取り組みます。

- ①生活支援の充実 ②生活環境の充実 ③保健・医療体制の充実 ④保育・教育体制の充実
- ⑤就労支援の充実 ⑥社会参加の支援 ⑦協働によるまちづくりの推進

※詳細については、市ホームページ「第4期下野市障がい者福祉計画」をご覧ください。

検索方法は、「下野市ホームページ」⇒「組織からさがす」⇒「社会福祉課」⇒「第4期下野市障がい者福祉計画」

■問い合わせ先 社会福祉課（石橋庁舎1階） ☎(52)1112